

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **阿見町** (都道府県: **茨城県**)
 本事業の担当部局名 **町長公室秘書広聴課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	阿見町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	15,600,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通</p> <p>阿見町における婚姻件数は、平成27年以降、年間200件を下回っている状況が続いており、令和3年の婚姻数が170件、婚姻率3.6となっている(参考:平成27年婚姻数204件、婚姻率4.4)。出生率においても人口置換水準を大きく下回り、茨城県平均と比較しても低く推移しており、少子化の傾向に歯止めがかかっていない状況である。これまで町内のNPO法人マリッジクラブとの協働事業として、平成27年から結婚支援相談窓口の開設、お見合いパーティーの開催、結婚支援出張相談会の実施など、結婚を希望する独身の方に対して出会いの場の提供や相談対応等の支援を継続しているが、成婚数は伸び悩んでいる状況である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通</p> <p>阿見町はJR荒川沖駅に近接した荒川本郷地区や圏央道阿見東ICに近い阿見吉原地区で人口が増加している一方で、婚姻件数については減少傾向にあり全国的に進む未婚化・晩婚化の状況は阿見町でも同様で、その対策が急務である。当年度も比較的若い世代や子育て世代の転入が見込まれるが、その若い世代において出産と子育てに対する、特に金銭的不安をより強く感じている傾向があるため、その不安の解消を図り、結婚や子育てに対して前向きに考えられるよう本事業を行うものである。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>「第2期阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」において、本町が直面する、少子高齢化の進行等に伴う社会環境の変化に対応した「持続可能なまちづくり」の推進に切れ目なく取り組むため、以下の4つの基本目標に基づき事業を推進している。</p> <p>【基本目標1】町民の雇用機会の創出と確保 【基本目標2】町へのひとの流れをつくる 【基本目標3】若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなない誰もが活躍できるまちづくり 【基本目標4】住みやすい町を次世代につなぐ</p> <p>その中で本個別事業は、「【基本目標3】若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなない誰もが活躍できるまちづくり」に位置付けられる。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
【その他独自要件】			

2. 申請見込

①新規世帯見込	31	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	21	世帯		
	その他	10	世帯		

【世帯数積算根拠】

29歳以下:21件(申請見込)×60万円(補助上限額)=12,600千円
 上記以外:10件(申請見込)×30万円(補助上限額)=3,000千円
 合計15,600千円(総事業費)

- ①「令和2年度茨城県人口動態統計」より阿見町の年間婚姻数:191件
- ②「平成30年茨城県保健福祉統計年報」より各年代別の年間婚姻割合を算出
 19歳以下:2%、20~24歳:17%、25~29歳:34%、30~34歳:18%、35~39歳:7%
- ③①に②を乗じて各年代別の婚姻数を算出
 19歳以下:4件、20~24歳:32件、25~29歳:65件、30~34歳:34件、35~39歳:13件より
 29歳以下:101件
 上記以外:47件
- ④「平成29年就業構造基本調査」より世帯所得500万円未満の夫婦の割合:20%
- ⑤③に④を乗じて世帯所得500万円未満の申請見込件数を算出
 29歳以下:101件×20%=20.2≒21件
 上記以外:47件×20%=9.4≒10件

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	26	世帯
~12月(実績)	4	世帯
1月~3月(見込)	22	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	21 世帯	600,000 円	12,600,000 円
(その他)	10 世帯	300,000 円	3,000,000 円
		(継続補助)	0 円
		合計	15,600,000 円

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

- ・町HP、広報紙、SNS等での周知
- ・周知チラシを公共施設10箇所に配架するほか、婚姻届提出時に配布
- ・民間の不動産業者等に周知チラシの配架依頼
- ・町内企業や商業施設に周知チラシの配架依頼
- ・NPO法人マリッジクラブとの協働事業で開設している結婚支援相談窓口においてチラシを配布

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		若い世代(15-49歳)の人口(第2期総合戦略)		人	19,405(令和6年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.35(平成25~29年)	
	婚姻件数		件	170(令和3年)	
	婚姻率			3.6(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	-
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	-	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	75	-	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	茨城県の公共施設等(いばらき出会いサポートセンター等)におけるチラシの配架および茨城県ホームページへの情報掲載を依頼し、対象となる新婚世帯のみならず、カップルや若い世代・両親等にも当事業の認知度を上げ、結婚の機運醸成に努める。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の不動産業者等に周知チラシの配架を依頼し、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・NPO法人マリッジクラブとの協働事業で開設している結婚支援相談窓口においてチラシを配布する。 				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。